

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (H26.1.1)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
平成25年度	人 51,567	千円 14,140,628	千円 12,515	千円 2,942,130	% 20.8	% 21.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

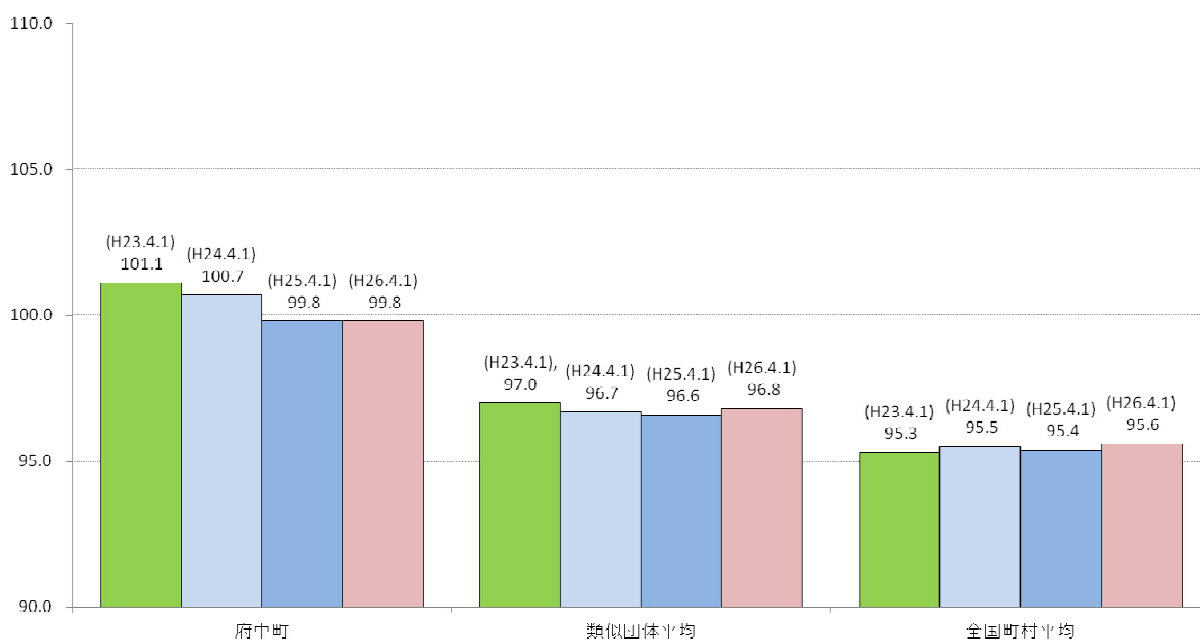
区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人あたり 給与費 B/A	類似団体平 均一人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
平成25年度	人 300	千円 1,124,198	千円 237,135	千円 434,637	千円 1,795,970	千円 5,987	千円 5,601

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施します。消防職給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しました。

② 地域手当の見直し

(支給割合)

6%を支給します。

(実施時期)

平成27年4月1日より実施します。ただし、段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は4%を支給します。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
府中町の支給割合	3%	6%	4%
国基準による支給割合	3%	6%	4%

(5) 特記事項

(平成26年度の給料減額の状況)

昨今の厳しい社会経済状況による財政状況を考慮し、次のような減額措置を行いました。

対象者	内 容	期 間
町長、副町長、 教育長	(給料) 町長▲5%、副町長▲3%、教育長▲3%	平成26年4月1日～平 成27年3月31日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
府中町	44.6歳	340,500円	403,005円	375,235円
広島県	44.4歳	346,444円	426,952円	384,479円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	316,054円	372,370円	347,095円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
府中町	54.0歳	11人	364,500円	398,646円	387,291円	—	—	—	—
うち	清掃職員	5人	349,500円	398,720円	380,620円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,100円	1.38
	学校給食員	4人	377,000円	395,475円	388,300円	調理士	43.0歳	247,000円	1.60
	用務員	2人	377,100円	404,650円	401,900円	用務員	54.3歳	199,300円	2.03
広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	50.0歳	12人	291,276円	317,335円	307,380円	—	—	—	—

区 分		参 考		
		年収ベース(試算値)の比較		
		公務員(C)	民間(D)	C／D
府中町		－	－	－
うち	清掃職員	6,427,140 円	3,939,100 円	1.63
	学校給食員	6,308,600 円	3,296,700 円	1.91
	用務員	6,251,200 円	2,747,000 円	2.28

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年～25年の3ヵ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

* 広島県の技能労務職員の給与等は公表されていません。

* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
府中町	35.9歳	292,500円	352,432円	328,141円
類似団体	38.7歳	297,801円	371,359円	335,165円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの基本給の平均です。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員（税務課職員など）を除いたものです。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2)職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		府中町	広島県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800円	177,208円	172,200円
	高 校 卒	149,800円	143,213円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	149,800円	－	－
消 防 職	高 校 卒	164,700円	－	－

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,100円	351,917円	392,640円	396,080円
	高 校 卒	222,933円	306,200円	376,033円	378,567円
技能労務職	高 校 卒	－	－	－	376,467円
	中 学 卒	－	－	－	376,200円

* 該当する職員がいない経験年数及び職種については、掲載していません。

* 3人以下の経験年数区分については、直近の階層を含めて4人以上の平均給料月額を算出し示しています。

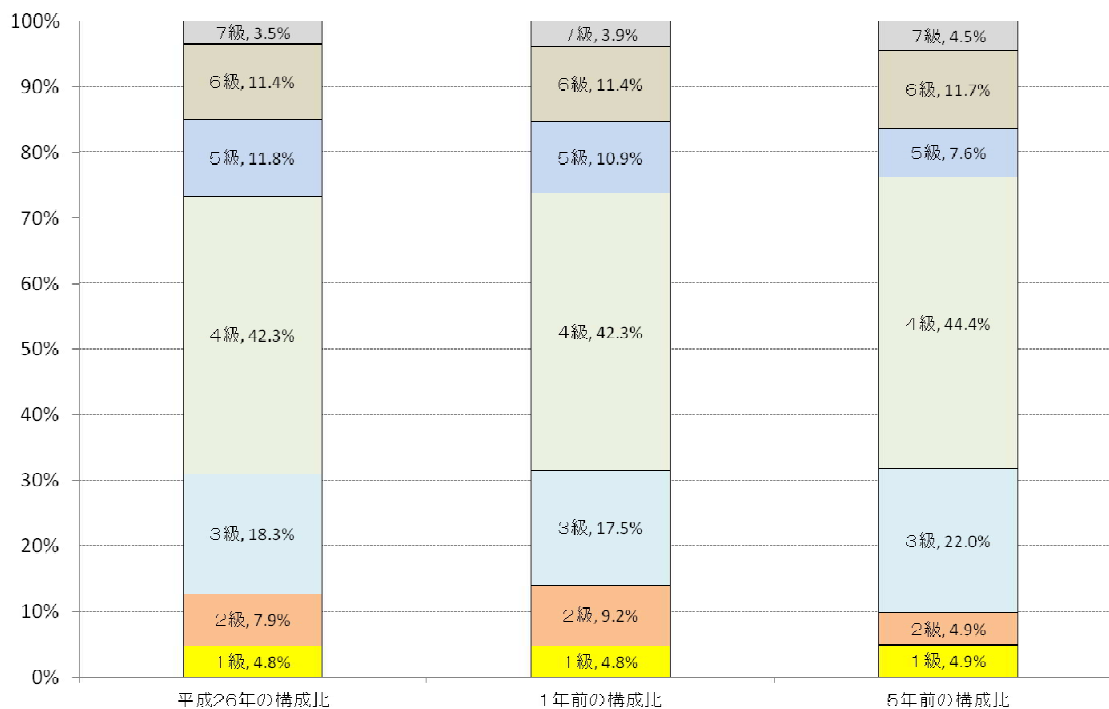
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	8 人	3. 5%	366,200円	456,200円
6 級	次長・課長・主幹	26 人	11. 4%	320,600円	422,600円
5 級	課長補佐	27 人	11. 8%	289,200円	400,600円
4 級	係長・主査・主任	97 人	42. 3%	261,900円	388,300円
3 級	主任主事	42 人	18. 3%	222,900円	354,700円
2 級	主事	18 人	7. 9%	185,800円	307,800円
1 級	主事	11 人	4. 8%	135,600円	243,700円

(注) 1 府中町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を基準日に勤務評定を実施しています。

(詳細は「10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」を参照)

2 昇給への勤務成績の反映状況

現在は、勤務成績による昇給への反映は行っていない。

ただし、病気休暇や欠勤などがあった職員については、休暇等の日数に応じて、昇給幅を減じています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

府 中 町	広 島 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,451千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,539千円	—
(平成25年度年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を基準日に勤務評定を実施しています。

(詳細は「10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」を参照)

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況

現在、成績率については一律で決定しています。

ただし、病気休暇や欠勤などがあった職員については、休暇等の日数に応じて、勤勉手当の支給割合を減じています。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

府 中 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 (勸奨・定年) 25,701千円	(支給率) 自己都合 応募認定退職・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)			39,869千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			114,897円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	県の支給率	国の支給率
府中町	3%	347人	6%	3%

(注)「支給実績」と「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成25年度における地域手当の額です。

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)			3,829千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			47,866円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)			22.9%	
手当の種類(手当数)			12種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
町税等徴収職員の特殊勤務手当	税務課職員及び税外収入金等の徴収事務職員	外出して町税及び税外収入金の納付の催告及び折衝並びに徴収事務又は滞納処分の事務に従事したとき	千円 11	日額200円
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病患者の救護、伝染病発生場所の消毒又は汚染物質の処理作業に従事した職員	感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	千円 0	日額500円
そ族、こん虫駆除作業従事職員の特殊勤務手当	そ族、こん虫駆除作業に従事した職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して、そ族、こん虫駆除作業に従事したとき	千円 0	日額500円
死亡人取扱従事職員の特殊勤務手当	死亡人取扱従事した職員	行路死亡人等の処置に従事したとき	千円 0	1件1,000円
清掃作業従事職員の特殊勤務手当	環境センターに勤務する職員	清掃作業に直接従事したとき	千円 1,131	7時間45分以上 日額800円 4時間～7時間45分未満 日額640円 4時間未満 日額480円
家畜等の死体処理作業に従事した職員の特殊勤務手当	家畜等の死体処理作業に従事した職員	犬、猫等の死体処理に従事したとき	千円 5	4時間以上 1件 310円 4時間未満 1件 186円
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	夜間特殊業務に従事した職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜(22時～5時)である業務に従事したとき	千円 0	5時間超 1当務980円 2時間～5時間以下 1当務650円 2時間未満1当務470円
防災作業に従事した職員の特殊勤務手当	防災作業に従事した職員(消防職員を除く)	災害の防止、復旧等のため防災作業に従事したとき	千円 0	4時間以上 日額600円 4時間未満 日額360円
消防職員の特殊勤務手当	消防業務に従事する職員	消火作業、防災作業又は救助作業に従事したとき	千円 2,676	日額又は1当務 260円
		消火作業、防災作業又は救助作業に機関員として従事したとき		日額又は1当務 400円
		救急作業に従事したとき		日額又は1当務 200円
		救急作業に機関員として出動したとき		日額又は1当務 300円
		救急救命士の資格を有する者が救急作業に従事したとき		日額又は1当務 510円
		訓練によりはしご車に登っていたとき		日額又は1当務 100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
用地取得等の折衝業務に従事した職員の特殊勤務手当	用地取得等の折衝業務に従事した職員	土地等の取得又はこれに伴う補償に関し、権利者と面接して折衝業務に従事したとき	千円 8	日額470円
強制執行の業務に従事した職員の特殊勤務手当	強制執行の業務に従事した職員	強制執行に従事することを命じられ、作業に従事し又は特に命じられた業務に従事したとき	千円 0	4時間以上 日額1,000円 4時間未満 日額600円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	生活保護業務の現業を行う職員及びその指導監督に従事する職員	生活保護業務の現業及びその指導監督に従事するとき	千円 0	月額10,700円

(注) 平成18年度以降、年末年始特殊勤務手当など6種類の特殊勤務手当を廃止しています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	70,162千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	246千円
支給実績(平成24年度決算)	75,963千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	263千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人は11,000円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については5,000円を加算	同	—	千円 39,789	円 232,687
住居手当	借家・貸間居住者に対し、家賃の額に応じて支給 (支給限度額27,000円)	異	国の制度 家賃の月額が12,500円超の場合に支給	千円 24,259	円 285,397
通勤手当	交通機関等利用者 6ヶ月定期代相当額を支給 (支給限度額55,000円) 自動車等の交通用具利用者 距離に応じて支給 (支給限度額24,500円)	異	国の制度 自動車等の交通用具利用者 通勤距離区分が一部異なる	千円 14,758	円 69,615
管理職手当	管理職員(部長、課長など)に対して 9%~15%の割合を支給	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	千円 24,583	円 571,692
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられ、現に勤務した職員に支給する。	同	—	千円 16,256	円 156,311
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給する。	同	—	千円 1,779	円 35,570

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町長	845,500円(890,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額
	副町長	708,100円(730,000円)	904,000円 / 383,500円
	教育長	669,300円(690,000円)	750,000円 / 478,800円
			— / —
報 酬	議長	380,000円	486,500円 / 227,000円
	副議長	300,000円	419,300円 / 182,000円
	議員	290,000円	390,000円 / 157,000円
期 末 手 当	町長	(平成25年度支給割合)	
	副町長	3.95月分	
	教育長		
	議長	(平成25年度支給割合)	
退 職 手 当	副議長	3.95月分	
	議員		
		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	給料月額 890千円×支給率(5.0)×年数	17,800千円 任期ごと
	副町長	給料月額 730千円×支給率(3.0)×年数	8,760千円 任期ごと
	教育長	給料月額 690千円×支給率(2.5)×年数	6,900千円 任期ごと

(注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

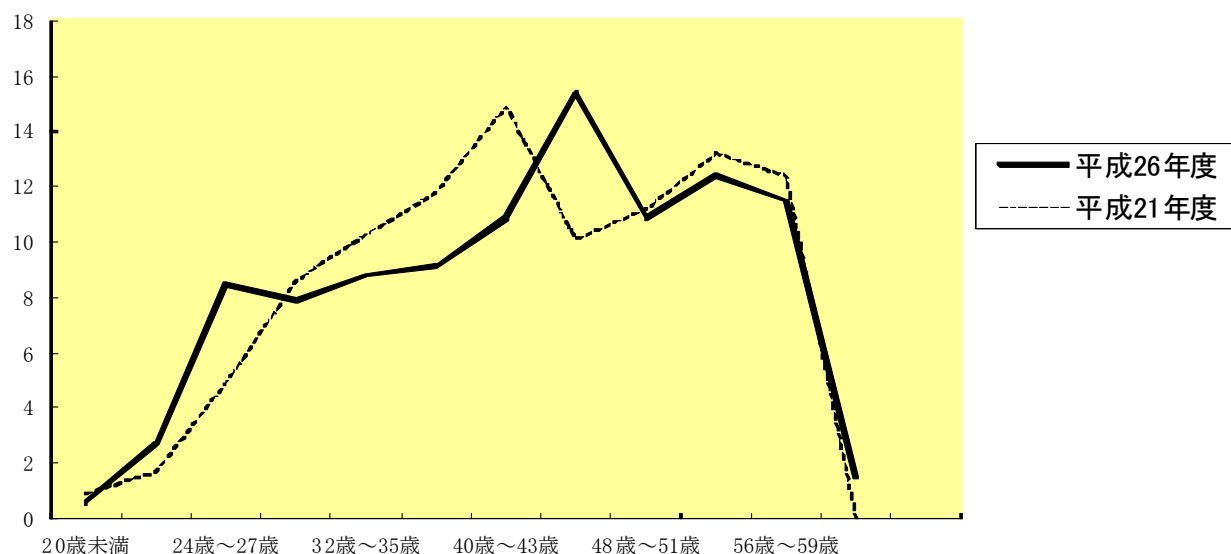
部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3		
		総 務	60	61	1	安心安全室の新設
		税 務	19	19		
		労 働				
		農 水	2	2		
		商 工	3	3		
		土 木	50	47	△3	区画整理担当職員の減員
		民 生	44	46	2	福祉事務所の新設
		衛 生	31	30	△1	業務体制の見直し
		計	212	211	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.20 人)
	教育部門		37	34	△3	業務体制の見直し
	消防部門		52	52		
	小 計		301	297	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.58 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.04 人)
公営企業等 会計部門	下水道		13	15	2	業務体制の見直し
	その他		20	20		
	小 計		33	35	2	
合 計			334 〔400〕	332 〔400〕	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.37 人

(注) 1 職員数は、教育長を含む一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 9	人 28	人 26	人 29	人 30	人 36	人 51	人 36	人 41	人 38	人 5	人 331

(注)教育長を除く。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	219	215	215	215	212	211	△8(△3.7)
教育	42	39	36	36	37	34	△8(△19.0%)
消防	52	53	52	53	52	52	0(0.0%)
普通会計計	313	307	303	304	301	297	△16(△5.1%)
公営企業等会計	36	36	36	37	33	35	△1(△2.8%)
総合計	349	343	339	341	334	332	△17(△4.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長を含む)

(4) 職員の採用状況(平成25年4月2日～平成26年4月1日)

(単位:人)

職 種	受験者数			最終合格者数			採用者数			前年度 採用者 数
	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	
一般事務(Ⅰ)	64	35	99	3	2	5	3	2	5	2
一般事務(Ⅱ)	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0
一般事務(Ⅲ)	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0
保健師	1	3	4	0	1	1	0	1	1	—
栄養士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土木技師(Ⅰ)	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0
土木技師(Ⅱ)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
土木技師(Ⅲ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建築技師(Ⅰ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
技能労務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消防吏員	35	3	38	3	0	3	3	0	3	2
計	105	46	151	7	3	10	7	3	10	4

(5) 職員の退職等の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

区 分	人 数	前年度人数
定年退職	11	6
勸奨退職	1	1
普通退職	2	4
分限免職	—	—
懲戒免職	1	—
失 職	—	—
死亡退職	1	—
計	16	11
再任用職員	6	3

- (注) 1 定年退職: 地方公務員法(以下「地公法」という。)第28条の2第1項の規定により離職すること。また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。
2 勸奨退職: 任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。
3 普通退職: 自己都合による退職すること。
4 失職: 職員が法定の欠条各号(地公法第16条各号(第3号を除く)に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの)に該当し離職すること。
5 再任用職員: 定年退職者等で再任用された職員

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なものを記入)

(平成26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備 考
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

- (注) 1 休憩時間: 職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているものです。
2 交代制勤務職場等は除きます。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成25年1月1日～平成25年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
8,722日	3,231日	232人	13.9日	37.0%

- (注) 全対象職員とは、教育委員会及び消防本部を除く町長部局に勤務する職員で、中途採用者、退職者、休職や育児休業の者、派遣職員、短時間再任用職員を除きます。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの月平均 時間外・休日勤務時間数
33,343時間	10.10時間

- (注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。
2 「職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員(管理職を除く)数で除し月平均に換算したものです。

(4) 特別休暇等の状況(平成26年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間等
職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人等して官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
所轄庁の事務の全部又は一部の停止の場合	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間
職員が一定の要件に該当するボランティア活動に参加する場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により被災地又はその被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
職員が結婚する場合	町長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間(実質5日間)
産前の場合	出産の日までに申し出た期間
産後の場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、9月までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回(医師等の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間
妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えないで必要と認められる時間
女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
職員の妻が出産する場合	町長が定める期間内における2日の範囲内の期間
職員の妻の出産に伴い、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までに於ける5日の範囲内の期間
職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合	一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
日常生活を営むのに支障がある親族等(右欄において「要介護者」という。)の介護等を行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
職員の親族が死亡した場合	親族に応じた日数の範囲内の期間
職員が父母の追悼する場合	1日の範囲内の期間
夏季における心身の健康の維持及び増進等の場合	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて町長が必要と認める期間

休暇の種類	付与日数・期間等
災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合等	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
災害時において、職員が退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
地方公務員法第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画を実施する場合	計画の実施に伴い必要と認められる期間
その他法令によって認められている場合及び町長必要と認めた場合	①入学式又は卒業式が行われる日 ②配偶者の祭日休暇(1日)

(5) 育児休業の取得状況(平成25年度)

	育児休業取得者数
男性職員	1
女性職員	3

(注)取得者数は、年度内に新規取得した数を示しています。

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成 25 年度)

(単位:人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条 第1項第1号	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	地公法第 28 条 第1項第2号 第2項第1号	—	—	3	—	3
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条 第1項第3号	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条 第1項第4号	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条 第2項第2号	—	—	—	—	0
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条 第2項	—	—	—	—	0
計		0	0	3	0	3

(2) 懲戒処分者数(平成 25 年度)

(単位:人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第1項第1号	—	—	—	—	0	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条 第1項第2号	—	—	—	—	0	13
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条 第1項第3号	1	—	1	1	3	—
計		1	0	1	1	3	13

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

9 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣
の状況（平成26年度）

派遣形態 根 拠		法 人 名	派遣職員数(人)		
			役員	職員	合計
職 員 派 遣	民法法人 派遣法第2条第1号		—	—	0
	一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号		—	—	0
			—	—	0
	特別の法律で設立された法人 派遣法第2条第3号	社会福祉法人 府中町社会福祉協議会	—	1	1
		社会福祉法人 福祉の郷	—	1	1
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第2条第4号		—	—	0
			—	—	0
小 計			0	2	2
退 職 派 遣	特定法人 派遣法第10条		—	—	0
	小 計		0	0	0
合 計			0	2	2

(2) 営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第38条関係）

（平成25年度）

区 分	人(件)
許可人数 (または許可件数)	1

(注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと、報酬を得て他の業務に従事すること等をいいます。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第3項）

策定の有無	策定期間
有	平成17年11月

② 研修の実施状況（平成25年度）

機関別研修	本年度参加者数	前年度参加者数	備 考
広島県自治総合研修センター	177	133	
その他の研修	11	10	市町村アカデミー等
計	188	143	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況(地方公務員法第40条)

導入時期	平成19年2月
目的	職員の能力、実績・適正等を日常の仕事を通じて適確に把握し、人事施策(昇任、昇格、昇給、適正配置、研修、能力開発等)の基礎データとして活用することにより、個々職員の能力向上を図るとともに、公務全体の能率を向上させることを目的とする。
勤務評定の内容	①被評価者 次に掲げる者以外の一般職の全職員 ア 臨時的任用の職員 イ 他の団体等への派遣、出向している職員で勤務評価を実施することが困難な職員 ウ その他町長が勤務評価の実施を不必要又は不可能と認める職員 ②評価者 評価者は、日常直接職員と接し、掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者 ③評価期間 毎年10月1日を基準日とし、前回の評定基準日から当該評定基準日の前日まで ④勤務実績評定の構成 個別評価及び総合評価(5段階の絶対評価)

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制(平成25年度)

区 分		町長部局等	教育委員会	消防本部
衛生管理者	選任事業場数	1箇所	1箇所	1箇所
安全衛生推進者等	選任事業場数	3箇所	7箇所	1箇所
産業医	選任事業場数	1箇所	1箇所	1箇所
衛生委員会	設置事業場数	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 職員の福利厚生事業の状況(平成25年度)

事業名	内 容
健康診断事業	一般健康診断、特別健康診断、人間ドック、VDT 作業従事者健康診断等
健康相談事業	産業医による定期健康相談、保健師による個別健康相談
メンタルヘルス対策事業	ストレスチェックの実施、研修会の開催
過重労働対策事業	過重労働者に対する健康調査
職員互助会補助事業	職員互助会による職員の健康増進事業(レクリエーション事業、クラブ助成)に対する補助 <参考> 職員1人当り:年 3,000 円 平成25年度決算額 971 千円

(3) 公務災害の発生状況(平成25年度)

区 分	町長部局	教育委員会	消防本部	計
公務災害	1件	3件	1件	5件
通勤災害	1件	0件	0件	1件
計	2件	3件	1件	6件

(4) 勤務条件に関する措置要求の状況(平成25年度)

なし

(5) 不利益処分に関する不服申し立ての状況(平成25年度)

1件